



次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和 5年 10月 1日 ~ 令和 10年 9月 30日までの5年間

2. 内 容

目標 1 : 令和 6年 4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

〈対策〉

- 令和 5年 11月～所定外労働の現状を把握
- 令和 6年 1月～社内検討委員会での検討開始
- 令和 6年 3月～ノー残業デーの実施

管理職への研修（年1回）及び社内報などによる社員への周知

目標 2 : 年次休暇の取得日数を一人当たり平均年間5日以上とする。

〈対策〉

- 令和 5年4月～ 年次有給休暇、取得促進の取り組み中である。
- 計画的な取得に向けた管理職研修を毎年実施する。

目標 3 : 若年層に対するインターンシップ等の職業体験機会の提供、トライアル雇用を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進。

〈対策〉

- 令和 5年10月～ 過去に受け入れ実績あり。今後も積極的に受け入れる。